

厚岸町選挙管理委員会告示第9号

地方自治法第74条第5項及び同法第75条第5項に定める50分の1の数、同法第76条第4項、同法第80条第4項、同法第81条第2項及び同法第86条第4項に定める3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項に定める6分の1の数は、次のとおりである。

平成27年3月2日

厚岸町選挙管理委員会委員長 木 村 吉 男



記

- | | | |
|---|---------|--------------------------------|
| 1 | 50分の1の数 | 169人 (168. ⁹⁰) |
| 2 | 3分の1の数 | 2,815人 (2,815. ⁰⁰) |
| 3 | 6分の1の数 | 1,408人 (1,407. ⁵⁰) |